

氏名(国籍)	張 ^{ちゃん}	健 ^{くおん}	(中国)
学位の種類	博士(デザイン学)		
学位記番号	博甲第3498号		
学位授与年月日	平成16年3月25日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	芸術学研究科		
学位論文題目	民族性から見た集合住宅住戸の変容過程に関する研究 - 中国延辺朝鮮族自治州における朝鮮族と漢族の住まい方の比較分析 - A Cross Cultural Study on the Transitional Process of Multiple Dwelling Units in Korean Autonomous Region in China : Comparative Analysis on the Modernization and the Appropriation by Korean and Chinese Peoples		
主査	筑波大学教授	工学博士	富江伸治
副査	筑波大学教授	工学博士	安藤邦廣
副査	筑波大学助教授	博士(工学)	花里俊廣
副査	千葉大学教授	工学博士	小林秀樹

論文の内容の要旨

本研究は、中国の建国(1949年10月)以後について、特に主たる民族である漢族と少数民族とが混住する地域における都市住宅の供給と住戸計画の変容過程を知り、その過程のなかで民族独自の住様式や住まい方などがどのように維持あるいは変容してきたかを明らかにし、それら維持・変容の要因について考究することによって、民族混住地域における集合住宅供給および住戸計画の在り方について計画論の視点から知見を得ようとするものである。

論文は6章と「付録」から構成されている。

第1章「研究の目的と方法」では、中国の建国以後の延辺朝鮮族自治州における都市部の集合住宅住戸の変容過程を明らかにするとともに、朝鮮族と漢族の比較を通して、近代化の過程で民族独自の住様式、住まい方などがどのように維持あるいは変容したかの過程とそれらの要因について考究することとしている。研究方法は、これまでに供給された集合住宅の平面型に関する文献・図面などの資料の収集と分析を行い、それらの平面型を分類したうえで、タイプ別の典型例について現地調査による住戸平面の実測とそこでの住まい方調査を行い、朝鮮族と漢族の比較分析を行うとしている。タイプ別の分析では、住戸面積、暖房方式、平面構成、隣接グラフによる室関係、の4つの分析軸を設定して分析し、住まい方調査では食寝分離、プライバシーの確保、起居様式などを中心に考察するものとしている。

第2章「延辺朝鮮族自治州の自然環境と人文環境」は、本研究の基本的事項を整理した章であり、中国東北地方に位置する延辺朝鮮族自治州に関する地理的特性、歴史的背景、社会構造等自然環境と人文環境について既存資料をもとにまとめたものである。また、中国の少数民族優遇政策のなかで、朝鮮族約80万人が何世代にもわたる漢族文化との強い接触のなかで、社会・文化的な環境に適応しながらも民族独自の住様式も継承している状況などを示している。

第3章「民家の形成過程」では延辺朝鮮族自治州における朝鮮族の定住過程についてまとめたものである。同州の朝鮮族の多くは朝鮮半島咸鏡道から19世紀の中頃より移住してきたものであり、もともとの住まい

の形式から定住後のプロトタイプの形成に至るまでについて記すとともに、暖房方式のオンドルの特徴などについて説明している。同様に、中国東北地方の漢族の伝統民家の構成について述べ、暖房方式のカンの構造について説明するなど、両民族それぞれの伝統的民家の形成過程と特徴についてまとめている。

第4章「建国以後の集合住宅住戸の変遷」は本論文の中心部分の1章をなす部分である。収集した建築設計図（住戸平面500余事例）をもとに、住戸平面型の変化について、4つの分析軸すなわち、住戸面積、暖房方式、平面構成、隣接グラフによる室関係、のそれぞれの変化と相互関係について論じている。結果として、建国以後に建設された集合住宅は以下の4つのタイプに分類できるとしている。すなわち、両民族それぞれの伝統的な住戸を踏襲した「A 伝統型」、Aタイプに暖房設備の無い居室等が付加された「B 伝統拡張型」、住戸面積がA/Bタイプより大きく暖房にスチーム方式が導入され居室は玄関につながる廊下でつながれている「C 中廊下型」、温水床暖房が採用され住戸規模はさらに大きくなり間取りのバリエーションが多く居間から居室に入る「D 居間中心型」である。各タイプは暖房方式に強く影響されたものであり、A、Bタイプは伝統的なオンドル、カン、Cタイプはスチーム方式、Dタイプは温水床暖房方式と、明確に異なっていると同時に、年代的な発展過程にもほぼ対応したものであることを明らかにしている。

第5章「住まい方調査による朝鮮族と漢族の比較」は、第4章での平面型の分類すなわちA、B、C、Dの各タイプごとに住まい方調査にもとづいて、朝鮮族と漢族の比較を基に、食寝分離、プライバシーの確保、起居様式、を主な分析軸として考察している。ここでは、各タイプ別住戸での両民族の住まい方は供給された住戸面積や暖房様式に強く影響されていることなどの共通的な傾向が認められる一方で、民族の伝統的な住様式を残した差異が認められることを明らかにしている。食寝分離は両民族ともにほぼ同様に早い時期から達成されているがダイニングキッチン形成はC、Dタイプにおいてであること、プライバシーの確保について「就寝分解」は住戸面積の大きいDタイプで実現されたこと、「接客」はリビングを中心に行われているが個別接客は寝室でも行われており、両民族での違いは認められなかったこと、公私室分解は朝鮮族ではC、Dタイプにおいて、漢族ではDタイプで達成されていること、起居様式は基本的に朝鮮族の床座、漢族の椅子座が維持されているが、現在では朝鮮族でも椅子座の生活が行われるようになっており、その場合は伝統的な床座の生活と折衷となっていること、関連して「靴脱ぎ行為」は朝鮮族のすべての事例で、漢族ではC、Dタイプで一部みられるようになっており、床暖房に強く影響を受けていることを示している。

第6章「研究のまとめ」は、調査結果および個々の分析を総合的にまとめ、計画論として論じたものである。延辺朝鮮族自治州における住戸平面型の分類した4つのタイプの各々はそれぞれの時代をよく反映したものであり、AからDに至る変化は伝統型から近代型への過程と捉えることができるとしている。そのなかで、住戸面積に限られたA、Bタイプの住戸では平面型に伝統性が強く残り、暖房方式もオンドル、カンが用いられるなど民族性の違いを強く反映している。C、Dタイプで面積が増加し部屋数も増えるに従い住戸内の機能分化が進む状況を明らかにし、それによって食寝分離や就寝分解、公私室分解が進む状況を明確に示したとしている。また、暖房方式としてのオンドルとカンは平面構成および住まい方に大きく影響していることを説明している。それらの変容過程で、住まい方において食寝分離、公私室分解については両民族とも同様の傾向を示しているが、プライバシーの確保については若干の相違がみられるとしている。一方、起居様式については朝鮮族の床座、漢族の椅子座は伝統的な様式として根強く残っており明確な相違が認められたと述べている。以上の結果を踏まえ、最後に両民族の民族性を踏まえた計画のあり方について若干の論考を加えている。

なお巻末に付録として、[付録1. 事例リスト]において収集した事例の概要を、[付録2. 間取り整理シート]で各平面型事例の図面および建築概要等を、[付録4. 住まい方調査シート]で住まい方調査対象家族の構成・属性および主な日常生活行動が行われる室についてまとめたリスト、などが掲載されている。

審査の結果の要旨

この論文は、近代化が急速に進みつつある中国において都市住宅の供給および計画を考える場合に、広大な国土のなかに漢族と55の少数民族が共存していることを考慮しなければならないとともに、近代化の過程で民族が永きにわたって培ってきた住文化、住様式に対してどのように対応すべきかは重要な課題であるとの認識に立つものである。この課題はこれまでしばしば議論されてきたものの計画論としての展開は少なく、立脚点は適切であり本格的に取組んだ点がまず評価できる。研究方法として、綿密な調査から得られたデータにもとづいて適切な分析軸の設定により論を展開し、得られた結果は説得力のあるものであり、多くの知見を得ている。なかでも、住戸型タイプの分類により課題とする住戸の変容過程をよく示すものとなっていること、典型事例についてタイプごとに住まれ方の実態を把握し、平面型と住まい方のそれぞれに影響した要因すなわち住戸面積・平面構成・暖房方式等について相互関連を含め的確に説明していることは説得力があり、高く評価できる。

また、著者は、建国以後建設された集合住宅事例に関する多くの資料収集を根気よく行い、実態調査による現状把握のためのデータを得たことも価値あることである。さらに、中国では建国以後、戦後の復興期、文化大革命、改革開放に至る各々の時代にそれぞれ住宅政策が展開されてきたが、改革開放以後の近代化の流れのなかで住宅の「商品化」と「私有化」が進められており都市集合住宅は急速に変化している。そのような状況にあって本論文は具体的な計画に示唆を与えるものといえる。民族性を計画に取り込むためには近隣・コミュニティ関係など検討すべき課題が残されているが、本研究は確実な一歩となる成果を得ていると評価できる。

以上の結果から、全体として博士論文として十分な水準に達していると判定する。

よって、著者は博士（デザイン学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。